

質問事項及び回答(三原市役所新庁舎建設基本・実施設計業務委託の公募型プロポーザル)

番号	分類	質問事項	回答	備考
1	説明書 P7 10(2)ウ (様式3) P8 10(2)エ (様式4)	CPD証明書 継続教育(CPD)取得時間数につきまして、「建築CPD運営会議」が証明する写しとありますが、証明書を申請します際に、様式3-1、様式3-3、どちらかの様式を指定する必要があります。どちらの様式の証明書が必要でしょうか、ご教示ください。	説明書において様式は指定していませんので、建築士定期講習を含む様式3-3の証明書を提出してください。	7/15 更新
2	説明書 P7 10(2)ウ (様式3) P8 10(2)エ (様式4)	管理技術者と主任担当技術者(総合)に提出者の組織に所属していることを証明する書類が求められていますが、配置予定者が大学兼務のため、弊社での健康保険証はありません。代表取締役として登記されている履歴事項全部証明や、都道府県建築士事務所協会へ提出している所属建築士リストをもって所属していることの証明とすることは可能でしょうか。	本プロポーザルにおける「提出者の組織に所属していることを証明する書類」については、健康保険被保険者証の写し、雇用保険者証の写し、住民税特別徴収税額(変更)通知書の写しのいずれかを提出してください。	7/16 更新
3	説明書 P7~8 様式2・3・4	業務実績の証明方法 各様式の業務実績については、契約書の写しなどの資料の添付が求められていませんが、証明印を押印することによりそれに代わるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	7/21 更新
4	説明書 P6 9(2), (3)	協力事務所 分担業務を協力事務所に再委託する場合、主任担当技術者の記載を求め分野及び求めない分野それぞれについて、他の参加者と協力事務所の重複は認められますか。 また、分担担当者の重複がなければ協力事務所の重複は認められますか。	協力事務所は、単体企業又は設計共同体の構成員としてプロポーザルの参加者となることはできませんが、複数の参加者の協力事務所を兼ねることは差し支えありません。 また、協力事務所に所属する技術者が、複数の参加者の協力会社として、「総合」を除く分担業務分野(記載を求めない分担業務分野を含む。)の主任担当技術者を兼ねることは差し支えありません。	7/21 更新
5	説明書 P2 4(1) ウ 敷地面積	敷地面積 建築可能面積 約1,650㎡とありますが、建築面積としての想定が約1,650㎡と考えてよろしいでしょうか。 敷地内に建築可能な範囲又は制限のある範囲の指定があればご教示ください。	説明書3ページ 4(2)「ウ 配置計画」に記載しているとおり、工事期間中も本庁を継続使用するため、議会棟等を解体後の敷地西側に新庁舎棟を建設する計画としています。このことにより、新庁舎棟の建築可能敷地面積を、敷地西側の1,650㎡程度と記載しています。(敷地内に、海岸法等の規制により建築できない場所があるものではありません。) 説明書2ページ 4(2)「(2)施設計画の基本条件」に示す範囲(工事期間中も本庁を継続使用、平成32年3月末までにすべての事業を完了、事業費を抑える など)で、他の提案を制限するものではありません。 なお、市が想定しているおおよその範囲については、「参考資料1 三原市新庁舎建設基本計画」の38ページ、「参考資料6 整備案」、説明書4ページ 4(5)「参考資料の提供」に記載の「⑤ 三原市新庁舎建設基本計画策定支援業務報告書 資料編」を参考にしてください。	7/21 更新
6	説明書 P2 4(1) ウ 敷地面積	敷地面積 敷地面積約5,675㎡のうち建築可能敷地面積約1,650㎡の範囲をお示しくください。	番号5の回答のとおりです。	7/21 更新

番号	分類	質問事項	回答	備考	
7	別紙2 業務実施方 針及び手 法、評価テ マ	業務の実施 方針	設計共同体の取組体制(分担業務等記載 様式8)があるが、設計共同 体での応募と単独応募での評価配点差は無いものと考えてよろしいで しょうか。	別紙9 評価要領の5ページ 4(2)に記載している判断基準により、総 合的に判断します。単体企業・設計共同体の違いのみによる配点差はあ りません。	7/21 更新
8	説明書 P2 4(2) ア 提案施設	提案施設	本庁舎敷地内の駐車台数は来庁者用100台程度と、市長車・議長車各 1台と考えてよろしいでしょうか。	説明書2ページの4(2)ア 提案施設に記載しているとおりです。 車庫等は、敷地内への配置が困難な場合、付近の市有地等に配置す るものとしています。	7/21 更新
9	説明書 P2 4(2) ア 提案施設	提案施設	提案施設のうち、「車庫、資機材置場等は、敷地内への配置が困難な 場合、付近の市有地等に配置」とありますが、新庁舎敷地と付近の市有 地等のいずれでも可能、という理解で宜しいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。	7/21 更新
10	参考資料1, 6	提案施設	駐車場・駐輪場の台数について、参考資料1(基本計画P19)では今後 の検討事項となっておりますが、参考資料6(整備案)では駐車台数117台 とあります。 本プロポーザルでの提案の目安をご教示ください。	参考資料6は平成25年度に作成した整備案の一つです。本プロポーザ ルでは、説明書2ページ 4「(2)施設計画の基本条件」に従い提案してく ださい。	7/21 更新
11	説明書 P2 4(2) ア 提案施設	提案施設	新庁舎棟の建物概要に「地上8階建てを想定(地下利用は想定なし)」と 記載されていますが、他の階数を提案することは可能でしょうか、ご教示く ださい。	他の階数による提案は可能です。	7/21 更新
12	説明書 P2 4(2) ウ 配置計画		新庁舎の工事期間中の本庁継続使用において、工事範囲内に当たる 駐車場は別敷地で確保する前提との理解で宜しいでしょうか、ご教示くだ さい。	参考資料1 三原市新庁舎建設基本計画の38ページに記載のとおり、 敷地内で一部の駐車場の確保は想定していますが、敷地内外における 工事期間中の駐車場の確保の方法について、本プロポーザルの提案の 前提となる方針はありません。	7/21 更新
13	別紙5 特記 仕様書 P2 I. 3.(4).a 基本 コンセプト	提案施設	設計方針の基本コンセプトにおいて、延床面積13,300㎡を上限に面積 縮減によるコスト抑制が謳われていますが、本プロポーザルでは、プロ ポーザル説明書に記載の13,300㎡の提案で宜しいでしょうか。あるいは、 参考資料6の整備案12,300㎡程度でも宜しいでしょうか、ご教示ください。	説明書2ページ 4(2)ア 提案施設において「延べ面積 13,300㎡以 内」としており、この条件のもとで提案してください。下限は設けていませ ん。	7/21 更新
14	参考資料6	提案施設	車と人のアプローチ動線は、整備案の配置・1階平面図に示されている お考えのとおりとの理解で宜しいでしょうか、ご教示ください。	市が想定している考え方は、参考資料1 三原市新庁舎建設基本計画 38ページ等に示しているとおりですが、本プロポーザルにおいて、他の提 案を制限するものではありません。	7/21 更新
15	参考資料1	参考資料	参考資料1(基本計画P20)で、インフラが途絶した場合、機能維持がで きないおそれがあるとありますが、敷地周辺インフラ(電力、上下水道、ガ ス、情報等)の整備資料がございましたら、ご提示願います。	説明書4ページ 4「(5)参考資料の提供」に記載の「①本庁舎敷地平板 測量平面図」に示しているものをご確認ください。	7/21 更新
16	説明書 P5 4(5)	参考資料	敷地周辺のインフラ敷設状況がわかる図面があればご提示下さい。	番号15の回答のとおりです。	7/21 更新

番号	分類	質問事項	回答	備考
17	参考資料1 参考資料	参考資料1(基本計画P26)で、温室効果ガス排出量を現本庁舎より約30%程度削減することをめざすとありますが、現庁舎の光熱水費、使用エネルギー(電気、水、ガス、重油等)量、温室効果ガス排出量、年間空調運転時間の実績をご教示ください。	参加表明書提出者に対して、市が保有している一部の資料を、参考資料として提供します。 なお、光熱水費を含む維持管理費の実績額については、説明書4ページ 4「(5)参考資料の提供」に記載の「④三原市庁舎等耐震診断および整備方針検討支援業務その3 整備方針検討報告書」の4-17ページに示しているものをご確認ください。	7/21 更新
18	別紙9 評価 要領 P7 イ	様式2 提出者の業務の実績は市等から受注した実績であれば用途は問われないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	7/21 更新
19	様式12	建築物1件ごとに本様式1枚にまとめると記載がありますが、実績を2件選んだ場合は様式2は2枚になると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	7/21 更新
20	説明書 P5 4(5)	参考資料 差支えなければ、既存庁舎のエネルギー消費量、光熱水費をご提示下さい。	番号17の回答のとおりです。	7/21 更新
21	説明書 P5 4(5)	参考資料 敷地内の井戸の有無をお教えてください。既存井戸がある場合、差し支えなければ汲み上げ量、水質等のデータをご提示下さい。	敷地内に井戸はありません。	7/21 更新
22	説明書 P5 4(5)	参考資料 既存建物の構造図があればご提示下さい。	参加表明書提出者に対して、市が保有している資料を、参考資料として提供します。	7/21 更新
23	様式2・3 別紙7・9	受賞歴 以下の賞について評価の対象となるものか御教示ください。 ①(一社)日本建築学会中国支部主催 中国建築文化賞 ②(一社)広島県建築士事務所協会主催 ひろしま建築文化賞 ③(公財)日本デザイン振興会主催 グッドデザイン賞	①及び②は、別紙7に掲げる賞に準じるものとして扱います。 ③は、建築物が受賞したものについて、別紙7に掲げる賞に準じるものとして扱います。	7/21 更新
24	様式2・3 別紙7・9	受賞歴 下記の賞は受賞歴として認められると考えてよろしいでしょうか。 ①国土交通省の「優良業務賞」「優秀技術者賞」 ②国、都道府県、政令指定都市が主催する建築賞や都市景観賞 ③学会作品選集や日本建築家協会優秀建築選	①は、別紙7に掲げる賞に準じるものとは扱いません。 ②は、建築物が受賞したものについて、別紙7に掲げる賞に準じるものとして扱います。 ③は、別紙7に掲げる賞に準じるものとは扱いません。	7/21 更新
25	様式2・3 別紙7・9	受賞歴 参加表明書様式3⑤の受賞歴に以下の賞が該当するか御教示下さい。 ①日本建築学会「作品選奨」「作品選集」 ②一般社団法人日本建築協会「建築と社会賞」 ③一般社団法人日本空間デザイン協会「空間デザイン賞」 ④各自自治体「○○○都市景観賞(建築)」 ⑤財団法人日本産業デザイン振興会「グッドデザイン賞」	①のうち、日本建築学会作品選奨は、別紙7に記載しているとおり、受賞歴として評価します。「作品選集への掲載」は、別紙7に掲げる賞に準じるものとは扱いません。 ②は、建築物が受賞したものについて、別紙7に掲げる賞に準じるものとして扱います。 ③は、別紙7に掲げる賞に準じるものとは扱いません。 ④及び⑤は、建築物が受賞したものについて、別紙7に掲げる賞に準じるものとして扱います。	7/21 更新
26	別紙9 評価 要領 P4 ウ	受賞歴 過去の受賞歴で特に評価する賞として5つの賞が挙げられておりますが、公共建築賞・優秀賞は含まれると考えて宜しいでしょうか。	一般社団法人公共建築協会が主催する「公共建築賞・優秀賞」は、受賞歴として評価する賞ですが、「特に評価する賞」としては扱いません。	7/21 更新

番号	分類	質問事項	回答	備考	
27	別紙1 別紙9	受賞歴	過去の受賞歴について、管理技術者及び総合主任技術者の受賞歴を評価するとありますが、配点7点のそれぞれの配分をご提示下さい。	管理技術者及び総合主任担当技術者の受賞歴のうち、1提出者につき3件までを選び、別紙9の4ページ 3(3)「ウ 過去の受賞歴」に記載した判断基準により評価します。 なお、同一物件の複数機関からの受賞歴は1件として評価しますが、管理技術者、総合主任担当技術者の双方が同一物件における受賞歴がある場合は、それぞれ1件(合計2件)として評価します。	7/21 更新
28	説明書 P7 10(2) イ 様式2	業務の実績	「平成17年7月以降の業務で公示日までに業務完了しているものの実績」につきまして、平成17年7月以降の業務とは平成17年7月以降に基本設計が開始した業務と考えてよろしいでしょうか。また、業務完了は実施設計業務が完了と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	様式2、様式3及び様式4に係る「業務の実績」は、次の考え方で記入してください。 「平成17年7月以降の業務」とは、平成17年7月以降に受注した、基本設計・実施設計の業務をいいます。 (基本設計のみ、又は、実施設計のみの業務も可とします。) 「公示日までに業務完了」とは、上記の受注業務が公示日までに完了しているものをいいます。	7/21 更新
29	別紙5 特記 仕様書 P2 I.3.(4) b.留意事項	海岸保全区域	「敷地内には一部海岸保全区域が含まれる」とありますが、その範囲及び規制内容等をご教示ください。	範囲については、説明書4ページ 4「(5)参考資料の提供」に記載の「①本庁舎敷地平板測量平面図」に示しているものをご確認ください。 当該範囲内において1.5mを超える掘削、切土等を行う場合に、海岸法第8条の規定により、管理者である広島県に対して許可申請書を提出する必要があります。	
30	説明書 P3 4(2) イ 敷地設定	海岸保全区域	敷地内に一部海岸保全区域が含まれるとありますが、範囲をお示しください。	番号29の回答のとおりです。	
31	別紙5 特記 仕様書 P2 I.3.(4) b.留意事項	海岸保全区域	「敷地内には一部海岸保全区域が含まれる・・・」とありますが、その範囲をご教示下さい。	番号29の回答のとおりです。	
32	説明書 P5 4(5)参考 資料の提供	海岸保全区域	敷地内の海岸保全区域に含まれる範囲をご提示下さい。	番号29の回答のとおりです。	
33	説明書 P2 4(2) イ 敷地設定	敷地設定	敷地南北の市道改良と、それに伴う敷地境界の検討案をお示し頂けますでしょうか。 また、「敷地南側の敷地境界付近は海岸保全区域及び河川区域であるため、現在の敷地境界を越えて南側に施設を建設することはできません。」とは、上記の敷地境界の検討案を意図した内容と考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	資料1 三原市新庁舎建設基本計画の38ページに記載している歩行者の新庁舎へのアクセス経路を、市道上の「歩道」として整備するのか、敷地内の「通路」として整備するのか等を検討しています。本プロポーザルにおける技術提案にあたっては、現行どおりの敷地設定で提案してください。 なお、「敷地南側の敷地境界付近は海岸保全区域及び河川区域であるため、現在の敷地境界を越えて南側に施設を建設することはできません。」とは、市道改良の可否の検討とは関係ありません。敷地内は三原市の所有地ですが、敷地境界の南側(市道港町29号線の土地)は河川区域として広島県の権原となります。	

番号	分類		質問事項	回答	備考
34	説明書 P10 12(2) イ 様式10	様式10	「業務実施方針及び手法」において、他の建設コンサルタント等の協力や学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合は、その旨を明記するとありますが、様式10の注意事項※2では、具体的な社名等は記載しないこととあります。 外部の協力者を記載する場合、社名や個人名は記載せず、役割のみを記載する、との理解で宜しいでしょうか、ご教示ください。	提出者(設計共同体の構成員を含む)や協力事務所に係る具体的な社名等は記載しないでください。必要に応じて役割等を記載してください。 提出者や協力事務所に所属しない学識経験者等の援助を受ける場合は、具体的な個人名等を記載しても差し支えありません。	
35	説明書 P5 7	質問書の受付	技術提案書の提出者に選定された場合に、技術提案に関する質疑を行う機会は御座いますでしょうか。	技術提案書の作成にあたって、再度の質問の受付は予定していません。	